

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 東海財務局長

**【提出日】** 平成23年7月28日

**【会社名】** 株式会社ナ・デックス

**【英訳名】** NADEX CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 坂 井 有

**【本店の所在の場所】** 名古屋市中区古渡町9番27号

**【電話番号】** (052)323-2211(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員管理本部長 渡 邊 修

**【最寄りの連絡場所】** 名古屋市中区古渡町9番27号

**【電話番号】** (052)323-2211(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員管理本部長 渡 邊 修

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【提出理由】

平成23年7月26日開催の当社第61期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年7月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額 46,634,085円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年7月27日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、坂井有氏、福島國彦氏、太田善教氏、渡邊修氏および高田寿之氏の5名を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、武田吉保氏、加藤正樹氏および伊藤豊彦氏の3名を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、奥田幸男氏を選任するものであります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末現在の取締役3名および監査役1名(社外監査役を除く)に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額3,400,000円(取締役分3,000,000円、監査役分400,000円)を支給するものであります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成23年4月23日に逝去されました代表取締役会長桑原敏郎氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、総額58,059,001円の退職慰労金を、また、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任される奥田幸男氏および矢崎信也氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、総額3,200,000円の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 および賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	5,854	8	0	(注) 1	可決 85.68
第2号議案 取締役5名選任の件					
坂井 有	5,782	80	0	(注) 2	可決 84.63
福島 國彦	5,785	77	0		可決 84.67
太田 善教	5,785	77	0		可決 84.67
渡邊 修	5,830	32	0		可決 85.33
高田 寿之	5,833	29	0		可決 85.37
第3号議案 監査役3名選任の件					
武田 吉保	5,801	61	0	(注) 2	可決 84.90
加藤 正樹	5,123	739	0		可決 74.98
伊藤 豊彦	5,137	725	0		可決 75.19
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
奥田 幸男	5,797	65	0	(注) 2	可決 84.85
第5号議案 役員賞与支給の件	5,766	96	0	(注) 1	可決 84.39
第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	5,766	96	0	(注) 1	可決 84.39

(注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものの集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。